

通知ID

A000000000000

郵便番号

発行日 令和〇年〇月〇日

住所1

住所2

氏名 (プレプリント) 様

宇美町長 安川 茂伸



調整給付金支給のお知らせ

令和6年の所得税(推計)及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給いたします。

本通知に基づき本給付金の支給を受ける方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。

支給方法	口座振込
支給日	令和6年〇月〇日(月曜日)
支給口座	〒銀行 支店
	普通 ****000 (口座名義人)
支給額	〇〇円

調整給付金の支給額及び算出式

所得税	定額減税可能額 (3万円×(本人+扶養親族数))	令和6年分 推計所得税額	控除不足額(①)
	円 - 円	円	円 (<0の場合は0)
住民税 所得割	定額減税可能額 (1万円×(本人+扶養親族数))	令和6年度分 住民税所得割額	控除不足額(②)
	円 - 円	円	円 (<0の場合は0)
調整給付金	所得税分の 控除不足額(①)	住民税所得割分の 控除不足額(②)	控除不足額計(③) (①+②)
	円 + 円	円	円
			調整給付金支給額 (上記③を1万円単位に切上げ) 円

注)「扶養親族数」には、控除対象配偶者、16歳未満の扶養親族を含みます。

※「令和6年分推計所得税額」欄の数値は、現時点で入手可能な令和5年分の所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

※令和6年中に宇美町外に転居される方又は転居された方は、本確認書が、追加給付に際して必要となることがあるため、写し(コピー)を取って大切に保管ください。

なお、下記のいずれかに該当する場合は、令和6年〇月〇日(月)正午までに下記コールセンターまでご連絡ください。ご連絡がない場合は支給内容、支給に同意したものとみなします。

- 本給付金を受給しない場合
- 振込口座を変更する場合
- 各数値について重大な相違を認める場合

【お問い合わせ】 宇美町給付金コールセンター TEL 0120-379-003

開設時間：8時30分から20時まで(土日祝日含む)